



香川の 土地改良

発行所

香川県土地改良事業団体連合会

高松市番町 2 丁目 4 番 27-301 号

TEL (087) 822-0303

FAX (087) 851-1787

ホームページアドレス

<http://www.midorinet-kagawa.or.jp/>



かかしアート (綾歌郡綾川町)

目次

- 1. 第 31 回全国土地改良大会開催2~3
- 2. さぬき“水の歴史考”(63) 大東川水利妨害事件
「四国作家」 同人 平井 忠志4~5
- 3. 平成20年度換地計画作成研修会開催6
- 4. 平成 20 年度中国四国ブロック土地改良施設診断・管理指導等
に関する事例集作成検討会開催6
- 5. 平成 20 年度香川県水土里情報利活用促進協議会総会開催7
- 6. 田んぼの学校・稲刈り7
- 7. 「限りある水を大切に」水土里ネット香川用水が出前授業を実施8
- 8. 会と催し8

第 31 回全国土地改良大会開催

～ あすを拓く大地 きらめく疎水 たくましき郷 ～



第 31 回全国土地改良大会秋田大会が 10 月 14 日、全国水土里ネット、水土里ネット秋田主催、農林水産省、秋田県、秋田市後援のもと「あすを拓（ひら）く大地 きらめく疎水 たくましき郷（さと）」をテーマに秋田市の県立武道館で開催され、式典には全国から約 3,800 人の土地改良関係者が参加した。

本大会は、食料自給率の低下や食の安全・安心に関する課題が山積する中、全国の土地改良関係者が一堂に会し、農業・農村が担っている役割を広く国民にアピールするとともに、明日の活力ある農業・農村づくりのために、今できること・しなければならないことについて、考える場を提供することを目的として開催された。

大会式典オープニングセレモニーでは国指定重要無形民俗文化財の西馬音内（にしもない）の盆踊りが、笛・大太鼓・小太鼓・三味線・鼓・鉦などで編成された快活でにぎやかなお囃子にあわせ、流麗優雅に舞台や会場いっぱいに披露された。踊り手のうち、女性は端縫（はぬい）と呼ばれる端切れを縫い合わせた風雅な着物、あるいは浴衣に白足袋のいでたちで踊り、その洗練された芸態は、美しい瑞穂の国秋田が生んだ賜物である。



大会式典は、主催県の水土里ネット秋田高畑進会長が「全国土地改良事業団体連合会 50 周年という記念すべき年の開催。参加者は秋田県の風土と食文化に十分触れてもらいたい。」と挨拶。続いて、主催者の全国水土里ネット野中広務会長が「あらゆる食料品の価格が高騰の兆しを見せ、国民生活に大きな不安が横たわっており、食料自給率の向上が必要。」また「水と土と里を国民共有の財産として後世に残すため、行政と連携して農業水利施設を保全していくことが必要。」などと述べた。

続いて土地改良事業功労者表彰に移り、農林水産大臣表彰 5 名、農林水産省農村振興局長表彰 16 名、全国土地改良事業団体連合会長表彰 48 名にそれぞれ表彰状と記念品が授与された。本県からは、全土連会長表彰に満濃池土地改良区理事長・宝幢寺池土地改良区理事長森里淳美氏が受賞の栄誉に浴された。

21 世紀土地改良区創造運動大賞表彰では、全国の模範となる 21 創造運動を展開している水土里ネットを表彰し、運動意欲の高揚と意識改革を図るとともに、その効果を広く国民に伝え、21 創造運動の更なる推進に寄与することを目的として、本年度は 7 の水土里ネットの運動が大賞を受賞した。本県からは、「水の守り手マイスター」として水土里ネット香川用水が選ばれ、組橋啓輔理事長が野中会長から表彰状を受けた。



森里淳美理事長



野中会長

組橋理事長



基調報告は、農林水産省農村振興局の齋藤晴美整備部長から土地改良行政について「食料自給率の向上のためには、大豆や小麦の増産が必要で、そのためには圃場の排水対策と大規模化が不可欠。農地の団地化や大区画化などを進めたい。現在の水路を維持管理しながら、国内農地の積極的な利活用を図る」等の報告があった。

また、大会宣言では、秋田県立大学の進藤暁（あきら）さんと成田望美（のぞみ）さんが、食料自給率の向上と環境保全に取り組むことを訴えた大会宣言を力強く朗読し、会場から暖かい拍手が送られた。続いて、次期開催地の島根県が「国引きのロマン、水土里の思い。神話の郷から今、未来へ。」をテーマに紹介され、大会旗が秋田の高畑会長から、野中会長、そして、水土里ネット島根の青木幹雄会長へと手渡され、一段と盛大な拍手が沸き起こった。

その後、本県香川用水土地改良区組橋理事長が「平成 21 年度の概算要求にあたり、農業農村整備事業の予算を確保すること。基幹的な農業水利施設の整備等については、今後とも国営事業により実施すること。」を求める緊急動議を提出、満場一致で採択された。

最後に全国水土里ネット吹田愧副会長のご発声による万歳三唱が行われ第 31 回全国土地改良大会秋田大会は盛会裏に幕を閉じた。

さぬき “水の歴史考”

平井 忠志
（「四国作家」同人）

（63）大東川水利妨害事件

はじめに

昭和九年（1934）の大干ばつの時、綾歌郡坂本村（丸亀市飯山町）で、大東川の水を巡って水利紛争が発生した。事件は裁判となり、「水利妨害」か「正当防衛」かで大審院まで争われた。

大きい水利紛争ならともかく、小さな村の小さな集落同士の争いが、大審院までもつれ込むのは珍しい。用水に対する執念と意地にスポットを当ててみたい。

発端は昭和九年の大干ばつ

昭和九年の夏は、近来まれに見る大干ばつであった。香川県下の被害面積は2万ヘクタール余に及び、うち収穫皆無は3千ヘクタールを超えた。

当時の『香川新報』（四国新聞の前身）を見てみよう。7月13日付け「40年振りの大干ばつ」、8月24日付け「西讃7千の溜池全部底を払う」、「満濃池も足が立つ惨状」、同26日付け「無水地獄に農民泣く」という悲惨な見出しが並ぶ。

県が善通寺師団の山砲隊に、雨乞いの実弾射撃二百発を依頼したのもこの時である。



水車（小比賀勝美氏画）

実力行使を協議

この夏は県下の至る所で、用水を求めて農家が目を血走らせていた。ここ綾歌郡坂本村の三の池集落でも、仁池の水を大東川の播磨湧横井から導水していた用水が細り、農家は殺気立っていた。

原因ははっきりしていた。導水の途中で、同じ村内の大窪池掛かりの北岸・土井の両集落の水田23ヘクタールが、バーチカルポンプで揚水していたのである。このため三の池集落16ヘクタールの水田はもとより、その下流に接続している川津村の水田も稲が枯れ始めていた。三の池の水利総代や川津村の村長は、かねがねポンプ用水の不法を訴えて再三、県に善処方を要望していた。

「川北・土井は、昔から大窪池の水掛かりじゃ」「昔から導水路が通過している代償として、水車の汲み上げは黙認してきたが、ポンプで汲み上げるのはけしからん」「ポンプを外してしまえ」と、実力行使が協議されていた。

送水管を踏みつぶす

そんな中で事件は昭和九年九月三日の早暁に発生した。三の池集落と川津村の農家百二、三十人が二班に分かれ、一班は土井集落に、二班は北岸の集落に押し寄せた。

一班を指揮していたのは三の池水利総代、二班は川津村長である。二人は暴力行為を厳に戒め、丸腰で現場に向かわせたという。現場ではそれぞれ、直径5寸（15センチ）のブリキの送水管数十メートルを取り外し、足で踏みつぶして大東川に投げ捨てた。

むろんポンプの見張り番がいたが多勢に無勢、早々に逃げ帰って集落の総代に訴えた。

水利妨害罪で村長を提訴

当然ながら、事件はこのままでは収まらなかった。怒った川岸・土井の両集落は裁判に持ち込むこととし、三の池水利総代と川津村長の二人を水利妨害罪として、高松地方裁判所に提訴した。

「水利妨害罪」という言葉はあまり聞きなれないかも知れないが、特に厳罰規定が定められている。刑法には現在でも、「水利妨害及び出水危険」という項目を設け、第 123 条として、「堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他水利の妨害となるべき行為をした者は、二年以下の懲役若しくは禁固又は二十万円以下の罰金に処する」とある。

一審は無罪判決

だが高松地裁は、実力行使をした三の池集落と川津村に軍配を上げた。ポンプ用水は水利慣行に反する不法行為であり、これを撤去した行為は正当な権利を守るためであり、水利妨害とは言えない、という趣旨の判決である。

そうなると今度は北岸、土井の両集落が収まらない。昔からの水利慣行として、数台の足踏み水車による継ぎ足し揚水が認められてきた。それが時代の変遷でポンプに変わっただけである、というのだ。

両集落は再三内部で協議の結果、大阪控訴院に控訴することになった。

執行猶予付き懲役六か月

結果から先に述べよう。大阪控訴院は第一審判決を破棄し、川津村長に対し水利妨害のかどで『懲役六か月、執行猶予二年』を申し渡した。ここに判決文の一部を引用する。

「(北岸・土井の両集落は) 古来、水量不足ノ場合ニハ、播磨湧横井関ノ導水路カラ夫々、七台又ハ五台ノ足踏水車ヲ以テ揚水補給シウル慣行ガ認メラレテイタ。コレハソノ水車デ揚水シウベキ水量ヲ引水利用シウル水利権ヲ有スルモノト解スル。而モ大正十三年以来、何レモ右水車ニ代エ、五馬力発動機ヲ使用シテキタ。然ルニソノ送水パイプヲ無断デ第三者ガ取除イタノハ、明ラカニ水利権ノ妨害デアル」

水車とポンプの能力

一方、敗訴した三の池集落と川津村は、連日協議を重ねた結果、昭和十年の夏ついに意を決し大審院へ上告した。そして弁護士と相談の上、論旨を「正当防衛」一本にしぼり込んだ。

土地の古老の話によると裁判所は、ポンプと水車の揚水能力について、現場検証を行ったという。このとき北岸・土井の両集落では屈強の若者たちを集め、搦じり鉢巻きで水車を踏ませ、婦人会が握り飯を口に運んで食べさせながら、一休みもせずに踏み続けたという。

だが、水車の揚水量はポンプには敵わなかった。大審院は判決の中で、「五馬力発動機ノ揚水機能ハ、足踏水車ニ勝リ・・・(略) 前者ハ後者ノ約三倍ナルコトヲ示セリ」と認めている。

正当防衛認めた大審院

水車とポンプの能力差を知った大審院は、明快に川津村長の正当防衛を認めた。

「大旱魃ニ際シ、アル部落ガ一定ノ用水路ヨリ、従来ノ慣行ニ反シ多量揚送水シテ下流ノ田用水ヲ減少シ、為ニ該田地ノ稻ガ枯死スル虞アル場合ニ於テ、下流ノ水利権者ガソノ侵害ヲ排除スル為、右部落ノ送水設備取除キタル行為ハ、正当防衛ヲ以テ論ズベキモノトス」

ここに川津村長は控訴院の有罪判決を破棄され、晴れて無罪放免を申し渡されたのである。

※ ※ ※

香川県の水利紛争は、一般的に民事訴訟で争われることが多いが、本件のように刑事訴訟で大審院まで争った事件は珍しい。

平成 20 年度 換地計画作成研修会開催

9 月 25 日～26 日の 2 日間にわたり、香川用水記念会館において、換地計画作成研修会が開催された。この研修会は、換地技術の強化と事務処理能力の向上を目的として、換地業務に従事または関与する県、市町、土地改良区の職員を対象に毎年実施しており、今年は 40 名が受講した。

開会にあたり、本会山地常務理事の挨拶があり、続いて各科目の講義が行われ換地への理解を深めた。



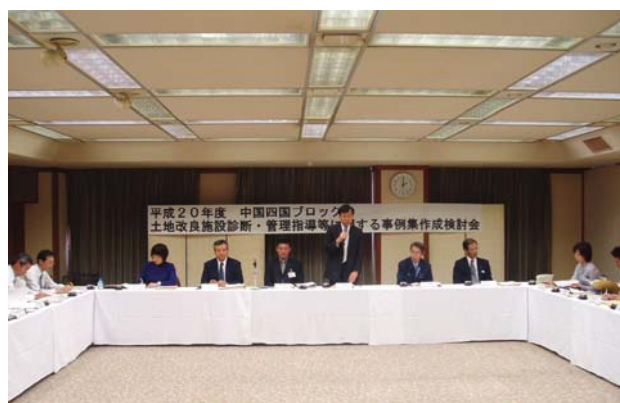
月日	研修科目	講師
9 月 25 日	農地政策の見直し状況と農業委員会活動について	香川県農業会議 事務局次長 近藤 弥
	農業経営の法人化の推進について	香川県農業会議 調査役 太田健司
	測量法の改正と公共測量に関係する手続きについて	国土地理院 四国地方測量部測量課 専門職 千葉浩三
	筆界特定制度について	高松法務局 民事行政部 不動産登記部門 総括表示登記専門官 大久保勝也
	換地計画書の構成と作成方法	香川県土地改良事業団体連合会 副主幹 北井順子
9 月 26 日	不動産登記法の改正に伴う地積測量図の取扱いについて	(社)香川県公共嘱託登記士 地家屋調査士協会 理事長 大西達男
	戸籍法の改正について	高松法務局 民事行政部 戸籍課 課長 大崎昌英
	農地集団化の現状について	中国四国農政局 農村計画部土地改良管理課 農地集団化係長 岡本芳典
	代位登記・換地処分登記の実務	香川県土地改良事業団体連合会 副主幹 岸上静江

平成 20 年度 中国四国ブロック 土地改良施設診断・管理指導等に関する事例集作成検討会開催

去る 10 月 23 日、全国水土里ネット主催の平成 20 年度中国四国ブロック土地改良施設診断・管理指導等に関する事例集作成検討会が高松市中野町のルポール讃岐で開催された。

開会にあたり、主催者の全国水土里ネット中央土地改良管理指導センター川村所長から開会の挨拶があった後、来賓で選考委員である中国四国農政局農村計画部土地改良管理課山田課長より土地改良施設維持管理適正化事業についての紹介を含め最近の動向、また、香川県農政水産部土地改良課黒川課長から本県の水事情、土地改良施設の長寿命化の重要性について挨拶された。続いて、当番県土連である水土里ネット香川山地常務理事の挨拶のあと、中国四国ブロックの各県より土地改良施設の診断、指導そして適正化事業による補修について事例の報告があった。

各県 1 地区の 9 事例について、川村所長を含め 6 名の選考委員による審査により島根県の三井堰の補修工事の事例、大型 1 門ゲートを工場へ搬入して補修するのではなく、現地にて吊り上げ扉体塗装、水密ゴム交換等を行った事例が中国四国ブロックの優良事例として選定された。



平成 20 年度 香川県水土里情報利活用促進協議会総会開催

去る 10 月 9 日、丸亀市綾歌総合文化会館（アイレックス）において、県・市町・土地改良区・農業協同組合・農業委員会・香川県農業共済組合連合会・農業共済組合等 53 団体が参加し平成 20 年度香川県水土里情報利活用促進協議会総会が開催された。

総会の開催にあたり、本協議会鈴木副会長（香川用水土地改良区事務局長）の開会挨拶に続き、香川県農政水産部農村整備課高尾課長より来賓挨拶がされ、引き続き、中国四国農政局生産経営流通部構造改善課藤原調整補佐、同整備部地域整備課藤本地域資源循環専門官から「農地情報の共有化について」の報告があった。なお、総会では次の議題について審議され、原案のとおり承認された。



承認された議案	
第 1 号議案	平成 19 年度事業報告について
第 2 号議案	平成 20 年度事業計画について

※ ※

21世紀土地改良区創造運動

田んぼの学校・稲刈り

～昔ながらの農作業を体験～



10 月 16 日、水土里ネット屋島仲池（理事長 谷口辰男氏）が 21 世紀土地改良区創造運動の一環として実施している高松市立屋島小学校 4 年生による「田んぼの学校」稲刈りが行われた。

名勝屋島の麓にある「ふれあいにここにこ田」



に 4 年生児童 110 名と父兄らが集合。鎌の使い方を教わった後、横一列に並び、金色に実った稲を一株ずつ丁寧に刈り取った。刈り取った稲はコンバインでも脱穀されたが、児童らは千歯こぎや足踏み脱穀機にも挑戦。足踏み脱穀機では、うまく回らず悪戦苦闘していたが、初めて体験する農作業に農家の人たちの苦勞を肌で感じた稲刈り日となった。

21 世紀土地改良区創造運動

限りある水を大切に

～水土里ネット香川用水が出前授業～

水土里ネット香川用水では、毎年非かんがい期の 10 月中旬から 11 月下旬にかけ、幹線水路を空にして水路の清掃及び点検を行い施設の保全に努めている。また、この時期を利用して、21 世紀土地改良区創造運動の一環として県内の小学生を対象に出前授業を実施している。

10 月 21 日、高松市立大野小学校において実施された出前授業では、水土里ネット香川用水の中川主事が教壇に立ち香川県の水不足解消のために建設された香川用水の概要や水土



里ネットの仕事を説明。その後、児童らは学校近くの香川用水幹線水路に移動し、上流と下流の 2 班に分かれ約 500 メートルにおける水路内の清掃を実施。普段の水路は水深 1 メートル以上で壁にはフェンスと有刺鉄線が張られ近寄ることもできないが、この日ばかりは水路に入り空き缶やゴミ、落ち葉などを拾う一方、水路内の水溜りでニゴイを捕まえるなど貴重な体験を行った。



※ ※

会 と 催 し

開催月日	会の名称	開催月日	会の名称
10 月 1 日 ～2 日	中国四国土地改良事業団体連合会事務部会 (広島県)	20 日 ～24 日	平成 20 年度実践技術研修会 (開水路・パイプラインコース) (岡山市)
1 日 ～3 日	農業集落排水施設管理技術研修会 (高知県)	21 日 ～22 日	第 63 回農業農村工学会中国四国支部講演会 (広島県)
2 日	丸亀市土地改良区統合整備推進協議会総会 (丸亀市)	22 日	平成 20 年度農業水利施設管理検討会 (第 1 回農業水利施設分科会) (高松市)
3 日	平成 20 年度香川用水地区土地改良施設用地調整検討委員会 (高松市)	23 日	香川県農業会議常任会議員会議 (高松市)
6 日 ～10 日	平成 20 年度実践技術研修会 (事業管理コース) (岡山市)	23 日 ～24 日	平成 20 年度中国四国ブロック土地改良施設診断・管理指導等に関する事例集作成検討会 (高松市)
〃	平成 20 年度全国管理専門指導員研修会 (埼玉県)	〃	平成 20 年度第 1 回補助版標準積算システム運用管理者説明会 (東京都)
8 日	平成 20 年度香川県農業水利施設管理検討ワーキンググループ (高松市)	24 日	第 10 回香川用水土地改良区臨時総代会 (高松市)
9 日	平成 20 年度香川県水土里情報利活用促進協議会幹事会並びに総会 (丸亀市)	〃	平成 20 年度土地改良施設機能更新等円滑化対策事業地方研修会 (岡山市)
14 日 ～15 日	第 31 回全国土地改良大会 (秋田県)	27 日 ～28 日	平成 20 年度農業農村整備技術強化対策事業施工技術研修会 (広島県)
17 日	香川地区国営総合農地防災事業推進協議会第 2 回幹事会 (高松市)	28 日 ～29 日	平成 20 年度中国四国土地改良事業団体連合会技術部会 (高松市)
〃	綾川流域水環境保全推進協議会幹事会 (坂出市)	29 日	農地・水・環境保全向上対策担当者会議 (岡山市)
〃	平成 20 年度第 1 回香川県農業農村整備広報ワーキンググループ検討会 (高松市)	30 日 ～31 日	平成 20 年度基幹水利施設管理技術者育成支援事業中国四国ブロック研修協議会 (山口県)